

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成30年 7 月 5 日 (木) 号外第 6 9 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則  
(60) (水産課) . . . . . 3
- ◇ 告 示 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信  
の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等の一部  
改正 (436) (情報政策課) . . . . . 6

## ==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

くろまぐろが第1種特定海洋生物資源に定められたこと並びにまあじ及びするめいかの資源及び漁業の状況が変化したことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 採捕の数量等を報告する者に、沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業その他のくろまぐろを採捕する漁業を営む者及びするめいか釣り漁業を営む者を加える。

(2) 知事に対する報告事項に、採捕に係る船舶の承認番号その他の必要な事項を加える。

(3) 採捕の数量等の報告の方法に、くろまぐろ、定置漁業、まき刺網漁業又は固定式刺網漁業により採捕されたまあじ及びするめいか釣り漁業により採捕されたするめいかに係る必要な事項を加える。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第60号

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成 8 年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第 1 条 略</p> <p><u>(定義)</u> 第 2 条 <u>この規則で使用する用語の意義は、法及び漁業法（昭和24年法律第267号）並びに鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）で使用する用語の例による。</u></p> <p>(適用範囲) 第 3 条 この規則は、漁業法第84条第 1 項に規定する海面（排他的経済水域等に限る。）に適用する。</p> <p>(採捕の数量等の報告者) 第 4 条 法第17条第 3 項の規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>定置漁業</u></li> <li>(2) <u>中型まき網漁業</u></li> <li>(3) <u>まき刺網漁業</u></li> <li>(4) <u>固定式刺網漁業</u></li> <li>(5) <u>小型定置漁業</u></li> <li>(6) <u>沿岸くろまぐる漁業（動力漁船によりくろまぐるを採捕することを目的とする漁業であって日本海・九州西広域漁業調整委員会の承認を受けて行うものをいう。）</u></li> <li>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、くろまぐるを採</u></li> </ol> </p>	<p>(趣旨) 第 1 条 略</p> <p>(適用範囲) 第 2 条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第84条第 1 項に規定する海面（排他的経済水域等に限る。）に適用する。</p> <p>(採捕の数量等の報告者) 第 3 条 法第17条第 3 項の規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>中型まき網漁業（漁業法第66条第 2 項の漁業をいう。以下同じ。）</u></li> <li>(2) <u>小型定置漁業（鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年 9 月鳥取県規則第46号）第 8 条第15号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）</u></li> </ol> </p>

捕する漁業

(8) するめいか釣り漁業（総トン数5トン未満の動力漁船による釣りによってするめいかを採捕することを目的とする漁業をいう。以下同じ。）

(知事に対する報告事項)

第5条 採捕の数量等の報告者は、法第17条第3項の農林水産省令で定める事項のほか、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 略
- (2) 次のいずれかの事項

ア 採捕に係る船舶の許可番号又は承認番号、船名及び漁船登録番号

イ 採捕に係る漁業権の免許番号

- (3) 略

(採捕の数量等の報告の方法)

第6条 法第17条第3項の規定による報告は、次に掲げる第1種特定海洋生物資源について、毎月の末日ごとに当該月に陸揚げされた数量を集計し、翌月の10日までに別に定めるところにより行わなければならない。

- (1) くろまぐろ
- (2) 定置漁業、中型まき網漁業、まき刺網漁業、固定式刺網漁業又は小型定置漁業により採捕されたたまあじ
- (3) 中型まき網漁業により採捕されたまいわし
- (4) するめいか釣り漁業により採捕されたするめいか

2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、法第17条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日（くろまぐろにあっては、当該公表の日が属

(知事に対する報告事項)

第4条 採捕の数量等の報告者は、法第17条第3項の農林水産省令で定める事項のほか、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 略
- (2) 採捕に係る船舶の許可番号、船名及び漁船登録番号

- (3) 略

(採捕の数量等の報告の方法)

第5条 法第17条第3項の規定による報告は、次の表の第1欄に掲げる第1種特定海洋生物資源について、同表の第2欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該第1種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第4欄に掲げる期限までに別記様式による書面を提出してしなければならない。

中型まき網漁業により採捕されたたまあじ及びまいわし並びに小型定置漁業により採捕されたたまあじ	1月1日	月の末	当該月
	から9月30日まで	日	の翌月の10日まで
	10月1日	旬の末	当該旬
	から12月31日まで	日	の次の旬の末日まで

2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、法第17条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第1

<p>する漁獲可能量による管理の対象となる1年の期間の末日)までの間は、当該公表に係る採捕に係る第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別に定めるところにより行わなければならない。</p>	<p>種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別記様式による書面を提出してしなければならない。</p> <p>3 前項の規定による書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、参入しない。</p>
--	---

第2条 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を次のように改正する。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(報告の期限に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「10日」とあるのは、「10日（くろまぐるにあつては、末日）」とする。

# 告 示

**鳥取県告示第436号**

平成16年鳥取県告示第766号（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について）の一部を次のように改正し、平成30年7月5日から施行する。

平成30年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日	条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
略				略			
鳥取県男女共同参画推進条例施行規則（平成13年鳥取県規則第20号）	第2条第1項及び第2項並びに第3条第1項及び第2項	知事に対して行う男女共同参画を阻害すると認められること等に関する申出並びに鳥取県男女共同参画推進員に対して行う県の施策等についての苦情の申出及び知事への申出に対する県の対応結果の通知内容についての不服の申出	平成16年11月1日	鳥取県男女共同参画推進条例施行規則（平成13年鳥取県規則第20号）	第2条第1項及び第2項	知事に対して行う男女共同参画を阻害すると認められること等に関する申出並びに鳥取県男女共同参画推進員に対して行う県の施策等についての苦情の申出及び知事への申出に対する県の対応結果の通知内容についての不服の申出	平成16年11月1日
鳥取県海洋生物資源の採捕	第5条第1項及び第2項	第一種特定海洋生物資源の	平成16年10月15日	鳥取県海洋生物資源の採捕	第5条第1項及び第2項	第一種特定海洋生物資源の	平成16年10月15日

				の数量等の報告に関する規則（平成28年鳥取県規則第73号）	採捕の数量等の報告
略				略	